最終更新日：2019年11月8日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役執行役社長 大久保　哲夫
問合せ先：03-6256-6000
証券コード：8309
https://www.smth.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

(1) コーポレートガバナンスの基本的な考え方
当社は、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、コーポレートガバナンスに関する指針として「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社Webサイトに掲載しています。
https://www.smth.jp/about_us/management/governance/policy.pdf
当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。
・当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
・当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
・当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。
(2) グループにおける当社の役割と機能
当グループにおいて、当社は、グループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等にもとづき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を発揮すべく、次の機能を担っています。
≪グループ経営戦略企画機能≫
三井住友信託銀行及びその他当社が直接出資する子会社・関連会社（以下総称し、「直接出資会社」といいます。）の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。
≪業務運営管理機能≫
業務運営は直接出資会社が担う一方、当社は直接出資会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。
≪経営資源配分機能≫
グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、直接出資会社における経営資源の使用状況を管理します。
≪リスク管理統括機能≫
グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、直接出資会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。
≪コンプライアンス統括機能≫
グループの企業倫理としての基本方針及び役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、直接出資会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。
≪内部監査統括機能≫
グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、直接出資会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、直接出資会社に対して必要な指示等を行います。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
＜株式等の政策保有に関する方針＞
・当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。
・個別の政策保有株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査し、保有適否等について検証を行います。
・当グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮したうえで、原則売却します。
＜政策保有株式の削減計画について＞
・2016年度以降5年程度で、普通株式等Tier1資本（有価証券評価差額除き）に対する比率を2016年3月末42%から、半減させることに目処をつけることを目指します。
・削減実績：2018年度 287億円（現行計画2016年度以降3年間累計額962億円）、2019年3月末時点の普通株式等Tier1資本対比31%
＜保有意義・合理性の検証＞
・採算性基準に基づき、下記指標により、政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。
●採算性指標
（信用コスト・経費等 控除後利益）÷（株式リスクアセット＋与信リスクアセット）
・採算性基準が未充足となった取引先の株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえ、保有の必要性があるものは、

採算向上・改善に向けた交渉を実施します。保有の必要性が認められない株式については、売却交渉を実施します。
・2019年3月末時点では、政策保有株式の簿価残高の2割程度が、採算性基準未充足です。
＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞
・当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」といいます。）の経営状況等を勘案し、政策保有先及び当グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。
・政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、特に次に記載する議案については留意しつつ議案に対する賛否を判断します。
（剰余金処分議案、取締役・監査役選任議案、監査役等への退職金贈呈議案、組織再編議案、MBO議案等）
・政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

【補充原則1－4－1】
＜政策保有株主から自社株式の売却意向が示された場合の対応方針＞
政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合において、取引の縮減の示唆等により売却を妨げることはいたしません。

【原則1－7】
＜関係当事者間取引の管理体制＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第13条（関係当事者間取引の管理体制）において、当グループ各社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものと規定しています。また、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、その概要を公表するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理しています。

【補充原則2－2－1】
＜会社の行動準則の実践状況レビュー＞
年に一度実施している従業員の満足感、負担感、会社の将来性、仕事・上司・職場・会社への現状に対する認識など当グループ社員の意識調査とコンプライアンス調査の結果を取り纏め、取締役会に報告のうえ、行動準則の遵守状況や当社の企業風土などを共有しています。

【原則2－3】
＜社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題＞
当グループは、サステナビリティをめぐる課題を経営のテーマとして適切に対応するために、社外役員、及び社外有識者のご意見を参考に重要課題（マテリアリティ）を特定しています。これら重要な課題への対応を実務レベルで強化するとともに、社会との共通価値創造のための経営課題と位置づけ、取締役会レベルで重要度の高いテーマについて多面的な議論を行い、当グループの長期的な企業価値向上に向けて取り組んでいく方針です。

【原則2－6】
＜企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
三井住友信託銀行企業年金基金は2016年2月、日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針を表明しているため、企業年金のアセットオーナーとしてのスチュワードシップ活動を支援するうえで、グループ内の企業年金業務経験者を運用執行理事として派遣しています。また、2018年10月に企業年金基金のホームページを開設し、受益者（加入者・受給権者）向けに、各運用機関の運用状況に関するモニタリング等の活動報告を行っています。
企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の管理に関して、企業年金としては、厚生労働省のガイドラインにもとづき定めている「運用基本方針」により、受益者の利益最大化を図っています。具体的には運用機関の選定・モニタリング（議決権行使等のスチュワードシップ活動含む）を通じて、年金資産価値を向上させます。また、専門家で構成される資産運用委員会、および受益者代表が半数を占める代議員会にて、運用基本方針にもとづく運用がなされているか・利益相反がないかを都度検証する体制となっています。

【原則3－1】
＜経営理念、中期経営計画＞
・当グループでは、経営理念及び中期経営計画を定め、当社Webサイトに掲載しています。
https://www.smth.jp/about_us/philosophy/index.html
https://www.smth.jp/news/2017/170519.pdf
また、当社の中長期的な経営戦略に加え、コーポレートガバナンス変革に関する取組み、フィデューシャリー・デューティー高度化の取組み、サステナビリティの取組み等を具体的に記載した「統合報告書」を毎年発行し、当社Webサイトに掲載しています。
https://www.smth.jp/ir/disclosure/index.html
＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針＞
・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針等については、本報告書1．（1）コーポレートガバナンスの基本的な考え方に記載していますのでご参照ください。
＜取締役等の報酬決定の方針・手続き＞
役員報酬については、報酬委員会が、その適切性等について検討を行い、決定します。報酬委員会が取締役・執行役等の役員報酬を決定するに際しての方針及び手続きに関する詳細は、本報告書【取締役・執行役報酬関係】に記載しており、また、報酬委員会の概要につきましては、本報告書【業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項】に記載しておりますので、ご参照ください。
＜取締役・執行役候補者の指名・解任方針と手続及び経営陣幹部の個々の選任理由＞
・当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第5条（取締役・執行役の指名・解任方針）に定める指名方針に沿って、指名委員会にて幅広い多様な人材の中から取締役・執行役候補者を決定することとしています。
また、同条に定める解任方針に沿って、取締役・執行役の解任を審議することとしています。
なお、取締役及び執行役の個々の選任理由につきましては、本報告書の別表をご参照ください。
（社外取締役については本報告書【社外取締役に関する事項】に記載していますのでご参照ください）

【補充原則4－1－1】
＜経営陣に対する委任の範囲の概要＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第3条（取締役会の役割）において、次の通り定めており、取締役会の決議により執行役に委任しています。
・取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。

・取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。

【補充原則4－1－3】
＜最高経営責任者等の後継者の計画について＞
当社は、当社、三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの経営者のサクセッションプランとして、経営者としての資質や役員として求められる人材像を明確化するとともに、経営人材育成のための研修、会議及び人材登用運営を定めた「経営者後継人材育成計画」を指名委員会にて審議の上策定し、運営しています。

【原則4－6】
＜経営の監督と執行＞
当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、社外取締役を取締役会議長に選任しています。詳細については本報告書【社外取締役のサポート体制】をご参照ください。

【原則4－8】
＜少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任するための取組方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第4条（取締役会の構成）において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営する旨定めています。
また、「コーポレートガバナンス基本方針」第5条（取締役・執行役の指名・解任方針）により、社外取締役の選任に当たっては、当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる者、当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者、社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者、との指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定することとしています。
＜独立社外取締役の活用＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第7条（委員会の設置）により、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性及び信頼性、並びに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、及び監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会及び利益相反管理委員会を設置することとしており、これら全ての委員会の委員については、社外委員を過半数とすると共に、委員長を社外取締役としています。詳細については本報告書「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【補充原則4－8－1】
＜独立社外取締役の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有＞
コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議を開催しています。取締役会の運営や取締役会評価の結果を踏まえた意見交換等を実施しており、取締役会の客観性や独立性の強化に役立てています。

【原則4－9】
＜独立社外取締役にかかる独立性判断基準＞
当社は独立役員にかかる独立性判断基準を制定し、当社Webサイトに掲載していますが、その詳細については、本報告書【独立役員関係】に記載するとともに当社Webサイトに掲載しています。
https://www.smth.jp/about_us/management/governance/independence.pdf

【補充原則4－11－1】
＜取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞
当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしており、「コーポレートガバナンス基本方針」の第4条（取締役会の構成）、及び第5条（取締役・執行役の指名・解任方針）に詳細を定めています。これに沿って、2017年6月当社に女性社外取締役を、2019年6月には当社に法律専門家である社外取締役、中核子会社である三井住友信託銀行には女性社外取締役（2名）をそれぞれ選任するなど、グループ全体として着実に多様性の実現を図っています。

【補充原則4－11－2】
＜取締役における、他の上場会社の役員の兼任状況＞
社外取締役における、他の上場会社の役員の兼任状況については、本報告書【社外取締役に関する事項】に記載しています。
社外取締役以外の取締役の、他の上場会社の役員の兼任状況は、以下の通りです。
・北村邦太郎：富士フイルムホールディングス株式会社　社外取締役、アサガミ株式会社　社外取締役
・常陰均：南海電気鉄道株式会社　社外取締役

【補充原則4－11－3】
＜取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要＞
当社は、毎年、取締役会全体の実効性を評価（以下、「取締役会評価」といいます）し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。
2018年度の取締役会評価では、評価の客観性を向上すべく、社外有識者による「第三者評価」を踏まえた自己評価を実施しております。取締役に対するアンケート・インタビューに基づいて社外有識者が実施した「第三者評価」の結果を踏まえつつ、当社において「取締役会の自己評価」、「各委員会の自己評価」、「取締役会から各委員会に対する評価」、「執行役から取締役会に対する評価」等、多面的に評価した結果、取締役会および各委員会において一定の実効性が確保されていることを確認するとともに、今後の課題を認識することができました。
なお、取締役会評価の結果については、取締役会での審議に加え、社外取締役だけが参画する社外取締役会議でも意見交換を実施しました。
＜評価プロセス＞
2018年度の取締役会評価においては、以下の通り、アンケート及びインタビューを実施の上、社外有識者による「第三者評価」の結果を踏まえつつ、取締役会及び各委員会に対する実効性の評価を実施しました。
・評価対象
　取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、リスク委員会、利益相反管理委員会
・回答者
　取締役、執行役、各委員会の委員
・回答方法
　①　取締役、執行役、各委員会の委員に対するアンケート（5段階評価の選択式設問および記述式設問）

② 取締役に対する社外有識者によるインタビュー
＜2017年度の取締役会評価において認識された課題への取り組み＞
2018年度は、2017年度の取締役会評価において認識された以下の課題に取り組み、2018年度の取締役会評価において、各課題の改善状況を確認した結果、いずれの課題についても2017年度よりも改善したことが確認できました。
① 取締役会の効率的で充実した審議に資する運営インフラの磨き上げ
② 中期経営計画推進にあたっての経営上の重要事項に関するさらなる監督機能の発揮
③ 取締役会・各委員会の一層の機能発揮に向けた取締役会・各委員会間の連携高度化
＜2018年度における取締役会評価の実施結果の概要と今後の取り組み＞
2018年度の取締役会評価において、当社は、取締役会及び各委員会がそれぞれの目的を意識して運営されることで審議の活性化と客観性・透明性の向上が図られており、一定の実効性を確保していると評価しております。
一方、本評価を通じ、取締役会及び各委員会が改善・向上すべき課題として以下の3点を認識したことから、これらの課題に継続的に取り組むこととしております。
① 次期中期経営計画の策定も含めた中長期的な経営課題や戦略に関する議論の充実
② グループガバナンスの向上に向けたモニタリング強化
③ 取締役会の運営を支えるフレームワークの高度化
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、引き続き取締役会評価を通じたＰＤＣＡサイクルを機能させることで、取締役会及び各委員会のさらなる実効性の向上に取り組んでまいります。
なお、2018年度　取締役会評価の実施結果の概要については、当社Webサイトに掲載しています。
https://www.smth.jp/about_us/management/governance/evaluation_190531.pdf

【補充原則4－12】
＜取締役会における審議の活性化＞
取締役会は執行役等の職務執行状況を監督するとともに、経営の基本方針を定め、経営計画の策定を通じてビジネスモデルの選択とリスクテイクの判断等を行っています。取締役会では、このような役割を果たすため、法令や規程上の要請事項のほか、経営上の重要な課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、特に結論を得ることを目的とせず、取締役会において自由に審議しています。
このような取り組みを通じ、経営の根幹を成す重要なテーマに関して、社外取締役の知見や視点を活用しています。

【補充原則4－14－2】
＜取締役に対するトレーニングの方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第6条（取締役の研修等の方針）において、取締役に対するトレーニングの方針を、次の通り定めています。
・当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援する。
・当社は、社外取締役が、その役割及び機能を果たすために、当グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成できるようにする。
また、2016年2月に、「取締役等に関するトレーニング方針」を定め、これまで実施してきた研修・説明会等を体系的に明示するとともに、トレーニングの実施状況については、適宜取りまとめのうえ、取締役会に報告する運営としています。2018年度の実施状況は、以下の通りです。
1．社外役員に対する業務等に関する知識習得の機会提供
・新任社外役員を主対象とした業務説明会の実施：毎年、新任社外役員向けに、経営管理各部及び主要事業企画部より、業務内容や課題等を説明しているもの。当年度は新任社外役員の就任が無かったことから、既任社外役員向けに、社外役員の関心が高いテーマや専門性の高いテーマ（金融規制環境の変化、内外金融経済の動向、デジタル関連施策等）を取り上げて、1コマ60分程度で、6コマを2日間で開催。
・社外役員連絡会における取締役会議案内容の事前説明の実施。
・期初開催されるグループ経営戦略会議および三井住友信託銀行の店部長会議への出席。
・監査委員・監査役ヒアリングとして開催された「役員ヒアリング」「部長ヒアリング」「三井住友信託銀行の海外拠点長ヒアリング」への同席。
・三井住友信託銀行の主要店部実地調査、事務アウトソーシング子会社のコールセンター見学等の実施。
2．社内役員を主対象とした各種研修
・金融関連法規制及び市場動向理解のための研修の実施：金融業界に関連する各種法令・規制のトピックスや、経営に影響を及ぼす市場等外部環境についての理解を深めることを狙いとするもの。
・当グループの経営課題を捉えた経営力強化のための研修の実施：当グループの抱える経営課題や事業戦略の方向性につき理解を深めるとともに解決に向けた提言を議論し経営力強化につなげることを狙いとするもの。
・コンプライアンス研修の実施：米国コンプライアンス・ハイレベル研修と役員コンプライアンス研修の実施。
・コーポレートガバナンス研修の実施：証券代行コンサルティング部が顧客向けに実施するセミナー・勉強会資料、顧客向けに配布する資料、専門誌等に投稿する論文等で、当社役員にも役立つ資料を選定して活用。
・人権研修の実施：他社事例による差別事案等の紹介に基づく研修。

【原則5－1】
＜株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第17条（株主等との建設的な対話に関する方針）および統合報告書の別冊である「ディスクロージャー誌 資料編」において、株主等との建設的な対話に関する方針を、次の通り定めています。
・当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。
・当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。
なお、株主との建設的な対話を促進するため、当社はIR活動を積極的に行っています。対話促進のための体制整備・取り組みや方策等、詳細については本報告書【IRに関する活動状況】をご参照ください。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 24,491,500 | 6.53 |

| | | |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 20,256,400 | 5.40 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 12,673,800 | 3.37 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385151 | 8,003,680 | 2.13 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 7,502,900 | 2.00 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 7,160,300 | 1.90 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 6,451,788 | 1.72 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7） | 6,025,500 | 1.60 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1） | 5,171,900 | 1.37 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234 | 5,052,535 | 1.34 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

・大株主の状況については、2019年９月30日現在を記載しております。
・割合(%)については、小数点第3位以下を切り捨てています。
・ブラックロック・ジャパン株式会社から、2014年10月21日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、ブラックロック・ジャパン株式会社他9名が2014年10月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2019年９月30日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当社は2016年10月１日付にて株式併合（当社普通株式10株につき1株の割合で併合）を実施しておりますが、下記の保有株券等の数は株式併合前の株数を記載しております。
大量保有者名ブラックロック・ジャパン株式会社（他共同保有者9名）
保有株券等の数 197,950,253株（共同保有者分を含む）
株券等保有割合 5.07%
・ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー（Baillie Gifford & Co)から、2018年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー（Baillie Gifford & Co)他１名が2018年5月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年９月30日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
大量保有者名ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー（Baillie Gifford & Co）（他共同保有者１名）
保有株券等の数 26,365,979株（共同保有者分を含む）
株券等保有割合 6.75%
・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち429,000株については、当社の「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する株式であり、当社の連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、発行済株式数からは控除しておりません。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 銀行業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 50社以上100社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 指名委員会等設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 20 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社外取締役 |
| 取締役の人数 | 15名 |

**【社外取締役に関する事項】**

| | |
|---|---|
| 社外取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 7名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鈴木 武 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 荒木 幹夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 松下 功夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 齋藤 進一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 吉田 高志 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |
| 河本 宏子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 麻生 光洋 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 所属委員会 | | | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指名委員会 | 報酬委員会 | 監査委員会 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 鈴木 武 | ○ | ○ | | ○ | ― | 日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>また、2015年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。 |
| 荒木 幹夫 | ○ | ○ | | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>株式会社日本経済研究所取締役会長<br>日本貨物鉄道株式会社社外監査役 | 株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験と、株式会社日本経済研究所の取締役会長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>また、2018年8月まで一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めていましたが、同法人と当社及び当グループ会社との取引はなく、また現在、株式会社日本経済研究所の取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。 |
| 松下 功夫 | ○ | ○ | | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役 | 日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるＪＸホールディングス株式会社（現ＪＸＴＧホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しております。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の実効性の更なる向上に尽力いただいています。<br>今後とも、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>また、2019年6月までＪＸＴＧホールディングス株式会社の相談役を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題ありません。 |
| 齋藤 進一 | ○ | | ○ | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長 | 丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>また、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はないことから、独立性に問題はありません。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 吉田 高志 | | | ○ | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>公認会計士<br>日本精蝋株式会社社外監査役<br>株式会社コスモスイニシア社外取締役 | 長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。2016年6月から1年間当社社外監査役、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>なお、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。<br>また、公認会計士として吉田公認会計士事務所を開設していますが、同事務所と当社及び当グループ会社との顧問契約はなく、加えて取引もないことから、独立性に問題はありません。 |
| 河本 宏子 | ○ | ○ | | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>株式会社ＡＮＡ総合研究所代表取締役副社長<br>株式会社ルネサンス社外取締役 | 全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務めております。在任中は、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>また、2017年3月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ＡＮＡ総合研究所の代表取締役副社長を務めていますが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1％未満であり、独立性に問題はありません。 |
| 麻生 光洋 | | | ○ | ○ | ＜重要な兼職の状況＞<br>住友化学株式会社社外監査役 | 福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しております。<br>また三井住友信託銀行株式会社の監査役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。<br>なお、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 |

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会 | 7 | 2 | 2 | 5 | 社外取締役 |
| 報酬委員会 | 6 | 2 | 2 | 4 | 社外取締役 |
| 監査委員会 | 5 | 2 | 2 | 3 | 社外取締役 |

## 【執行役関係】

| | |
|---|---|
| 執行役の人数 | 10名 |

### 兼任状況

| 氏名 | 代表権の有無 | 取締役との兼任の有無 | | | 使用人との兼任の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 指名委員 | 報酬委員 | |
| 大久保 哲夫 | あり | あり | ○ | ○ | なし |
| 荒海 次郎 | あり | あり | × | × | なし |
| 西田 豊 | あり | あり | × | × | なし |
| 海原 淳 | なし | なし | × | × | なし |
| 佐藤 仁 | なし | なし | × | × | なし |
| 井谷 太 | なし | なし | × | × | なし |
| 大山 一也 | なし | なし | × | × | なし |
| 橋本 勝 | なし | あり | ○ | ○ | なし |
| 朝日 清満 | なし | なし | × | × | なし |
| 上田 純也 | なし | なし | × | × | なし |

## 【監査体制】

| | |
|---|---|
| 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行うこととしております。
監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議することとしているほか、執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮することとしております。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査計画は、内部監査部が監査委員会に事前協議を行い、同意を得たうえで取締役会にて決定します。内部監査結果等は、遅滞なく監査委員会及び執行役社長に報告するとともに、取締役会にも適時・適切に報告することとしております。
監査委員会と内部監査部は、定期的に意見・情報交換を行っております。また、監査委員会は、会計監査人と定期的に監査に関する情報、会計監査計画、会計監査実施状況、監査結果等について報告を受け意見交換を行うとともに、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しております。加えて、内部監査部も、会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の一環として、会計監査人と定期的に意見交換及び情報交換を行っております。以上のほか、監査委員会、内部監査部及び会計監査人の三者による会合を定期的に開催する等、監査委員会と内部監査部及び会計監査人との連携強化を図り監査の実効性確保を図っております。

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 7 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は独立役員にかかる独立性判断基準を制定し、当該基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる社外取締役を全て独立役員に指定しています。
なお、当社の独立役員にかかる独立性判断基準の内容は次の通りです。
「独立役員にかかる独立性判断基準」
1．以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
(1) 当社又は当社の関係会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は過去において業務執行者であった者
(2) 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社 (以下、「中核子会社」という。) を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(3) 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(4) 当社の現在の大株主 (議決権所有割合10%以上) である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(5) 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(6) 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(7) 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
(8) 当社の主幹事証券会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者

(9) 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
(10) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(11) 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
(12) 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
(13) 上記 (1)、(2)、(3)、(9) 及び (10) のいずれかの者の近親者 (配偶者、三親等内の親族または同居の親族) である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先 (法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む) 又は寄付金等 (弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む) について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員 (候補者を含む) の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。
＜取引先＞
・当社及び中核子会社の当該取引先 (取引先、その親会社、重要な子会社) への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること
・当該取引先 (取引先、その親会社、重要な子会社) による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること
＜寄付金等＞
・受領者が個人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること
・受領者が法人の場合：当社及びその子会社から収受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入、その他 |

### 該当項目に関する補足説明

2019年度より、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、新たに信託を活用した業績連動型株式報酬制度として、株式交付信託制度を導入しております。
内容につきましては、「[取締役・執行役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めること等を目的として、役員報酬から役員持株会への拠出を推奨しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役・執行役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 一部のものだけ個別開示 |
| (個別の執行役報酬の) 開示状況 | 一部のものだけ個別開示 |

### 該当項目に関する補足説明

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) につきましては、以下の通りとなっております。
1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
(1) 取締役 (社外取締役を除く)　対象となる役員の員数　4名　報酬等の総額　128百万円
＜内訳＞月額報酬 (固定報酬) 92百万円、個人業績報酬 (変動報酬) 21百万円、賞与 (変動報酬) 6百万円、ストック・オプション報酬 (変動報酬) 8百万円
(2) 執行役　対象となる役員の員数　14名　報酬等の総額　343百万円
＜内訳＞月額報酬 (固定報酬) 154百万円、個人業績報酬 (変動報酬) 104百万円、賞与 (変動報酬) 47百万円、ストック・オプション報酬 (変動報酬) 37百万円
(3) 社外取締役　対象となる役員の員数　7名　報酬等の総額　113百万円
＜内訳＞月額報酬 (固定報酬) 113百万円、個人業績報酬 (変動報酬) ―、賞与 (変動報酬) ―、ストック・オプション報酬 (変動報酬) ―
※取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役として記載しております。

ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の額は、以下の通りとなっております。
(1) 取締役 (社外取締役を除く)　対象となる役員の員数　4名　報酬等の総額　231百万円
＜内訳＞月額報酬 (固定報酬) 140百万円、個人業績報酬 (変動報酬) 54百万円、賞与 (変動報酬) 17百万円、ストック・オプション報酬 (変動報酬) 20百万円
(2) 執行役　対象となる役員の員数　14名　報酬等の総額　747百万円

＜内訳＞月額報酬（固定報酬）335百万円、個人業績報酬（変動報酬）226百万円、賞与（変動報酬）101百万円、ストック・オプション報酬（変動報酬）80百万円、その他3百万円
（3）社外取締役　対象となる役員の員数　7名　報酬等の総額　113百万円
＜内訳＞月額報酬（固定報酬）113百万円、個人業績報酬（変動報酬）－、賞与（変動報酬）－、ストック・オプション報酬（変動報酬）－
※取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役として記載しております。

2．役員ごとの連結報酬等の総額等
（1）大久保哲夫（執行役）　連結報酬等の総額　103百万円
＜内訳＞会社区分　当社
月額報酬（固定報酬）44百万円、個人業績報酬（変動報酬）29百万円、賞与（変動報酬）15百万円、ストック・オプション報酬（変動報酬）14百万円
（2）橋本勝（執行役）　連結報酬等の総額　106百万円
＜内訳＞会社区分　三井住友信託銀行
月額報酬（固定報酬）44百万円、個人業績報酬（変動報酬）29百万円、賞与（変動報酬）15百万円、ストック・オプション報酬（変動報酬）14百万円、その他3百万円
※連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等
（1）役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等
当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。
①当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
②短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
③当社は銀行持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
④報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、及び任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

（2）報酬体系の概要
当社における具体的な報酬体系は以下の通りです。
①原則として、月例報酬、役員賞与、株式交付信託の組み合わせで支給を行う。
②月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人業績報酬」の二本立てとする。
③月例報酬のうち「個人業績報酬」に関しては、個人ごとの評価により決定し、月例報酬に占める割合については、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
④役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として総額を決定する「会社業績連動賞与」と、役員個人ごとの前年度業績を反映する「個人業績連動賞与」の二本立てとする。なお、報酬全体に占める役員賞与の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
⑤株式交付信託は、役位ごとに決定するポイントをベースに、連結実質業務純益、親会社株主に帰属する連結当期純利益、連結資本ROE等を指標とする会社業績評価に基づいてポイントを確定し、役員退任時に累積したポイントにより株式・現金を交付する。報酬全体に占める株式交付信託の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。

（3）役員個人に対する業績評価の仕組み
当社における役員個人に対する業績評価の仕組みは以下の通りです。
①個人業績評価に関しては、当社執行役社長のほか、関係する役員により構成される業績評価会議において、報酬委員会に提示する役員個人の報酬額案を審議・決定している。
②対象者は、報酬委員会の決議対象となる当社の取締役・執行役のみならず、報告対象となる当社執行役員や主要な子会社の役員を含み、月例報酬にかかる個人業績報酬、及び役員賞与にかかる個人業績連動賞与を評価対象の報酬項目としている。
③個人業績報酬案に関しては、まず当グループの業績達成度を勘案した上で、役員個人ごとに、役割負担の大きさや人材育成面での貢献等の実績に加え、中長期的な業績貢献や能力の高さ等も考慮のうえ決定している。
④個人業績連動賞与案に関しては、まず当グループの業績達成度、取締役の賞与総額の推移、株主の皆さまへの配当状況、並びにコース社員（従業員）の賞与額等を勘案した上で、取締役の賞与総額を決定している。その上で取締役ごとの配分額案を決定し、さらに執行役・執行役員の配分額案を決定している。なお、配分に際しては、役員ごとの業績達成度、役割負担の大きさ、活動状況等を考慮し、評価を行っている。

（4）業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針
下記「（6）役職ごとの報酬の決定に関する方針」をご参照ください。

（5）業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法
①役員賞与
・会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、総額を決定する仕組みを導入しております。
・選定理由は、当事業年度の経営成績を示す連結実質業務純益と株主の皆様への配当を決定する上で大きな要素となる親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標とすることで、株主や投資家の皆様のご理解を得られやすいと判断したこと等です。
・支給額は、連結実質業務純益の達成率と親会社株主に帰属する連結当期純利益の達成率を一定のウエイトで加重平均したものをベースに、前年度の支給実績等を勘案して、報酬委員会にて決定しております。
②株式交付信託

・当社の中期経営計画の業績目標等のうち、次のア．からキ．の7つの項目をポイント付与の算定の指標としております。
ア．実質業務純益、イ．親会社株主に帰属する連結当期純利益、ウ．,連結株主資本ROE、エ．連結CET1比率（普通株式等Tier1比率）、オ．,連結OHR（経費率）、カ．ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等、及びキ．フィデューシャリー・デューティーやお客様満足（CS）の活動状況等
・選定理由は、ア．及びイ．は、上記①の役員賞与における選定理由と同様です。ウ．～キ．は、本制度の目的である報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、役員の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、役員が株価の変動による利益・リスクを株主や投資家の皆様と共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることに資するKPIとして設定したものです。
・支給額は、まず上記ア．及びイ．の定量目標の達成率に所定の評価ウェイトを設定して、達成率Ⅰを算定します。次に、達成率Ⅰに対して、上記ウ．～キ．に関する目標の達成状況や進捗状況につき、他金融機関等との相対感も踏まえて、報酬委員会において定性評価を加えて、最終的に適用する達成率Ⅱを算定し、達成率Ⅱに基づき最終的には報酬委員会でポイントを決定します。なお、この定性評価に関しては、報酬委員会において項目ごとに評価基準を設定しており、当該基準に応じて所定の幅で達成率Ⅰを加減する仕組みとしております。達成率Ⅱは上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとします。

（6）役職ごとの報酬の決定に関する方針
①役員の役職ごとの報酬の決定に関する方針につきましては、「（1）役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等」をご参照ください。
②執行役社長につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次のとおりとしており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議する仕組みとしております。
・月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与、株式交付信託の割合は、概ね以下のとおり。
＜構成割合＞
■固定報酬：40%程度　うち月例報酬のうち固定報酬　40%程度
■変動報酬：60%程度　うち月例報酬のうち個人業績報酬　30%程度、会社業績連動賞与　15%程度、株式交付信託　15%程度
合計100%
・月例報酬のうち個人業績報酬は標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
・役員賞与のうち会社業績連動賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。なお、執行役社長に対する役員賞与は会社業績連動賞与のみとし、個人業績連動賞与は対象外とする。
・株式交付信託の付与ポイント数は、役位ごとに決定するポイントをベースに、連結実質業務純益、親会社株主に帰属する連結当期純利益、連結資本ROE等を指標とする会社業績評価に基づいてポイントを都度決定する。

③当社の業務執行を担う役員（執行役社長を除く）につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次のとおりとしており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議（取締役・執行役）あるいは報告（執行役員）する仕組みとしております。
・月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与のうち会社業績連動賞与及び個人業績連動賞与、株式交付信託の構成割合については、概ね以下のとおり。
＜構成割合＞
■固定報酬：45%程度　うち月例報酬のうち固定報酬　45%程度
■変動報酬：55%程度　うち月例報酬のうち個人業績報酬　30%程度、役員賞与15%程度、株式交付信託　10%程度
合計100%
・月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
・会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。
・三井住友信託銀行または三井住友トラスト・アセットマネジメントを兼務する役員に関しては、一定の兼任比率により報酬額を分割して支給する。

（7）監査委員を務める社内取締役の報酬等
監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準を考慮して、報酬委員会において決定しております。

（8）社外取締役の報酬等
社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

2．役員の報酬等の決定プロセス
（1）報酬委員会の権限の内容
当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下のとおり運営しております。
①報酬委員会における決定事項
・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額
なお、社内委員・社外委員にかかわらず、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。
②報酬委員会における審議事項
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
③報酬委員会が報告を受ける事項
・当社の執行役員の個人別の報酬等の額
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

（2）報酬委員会における手続き等の概要
・報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、コンサルタント会社から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

（3）報酬委員会の活動内容
①当事業年度における開催回数　11回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。
②主要な決議・審議・報告テーマ
・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決議
・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決議
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の審議
・当社の執行役員の個人別の報酬等の額の報告
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額の報告
・報酬委員会規程改定の報告
・三井住友トラスト・アセットマネジメントの人事・報酬委員会規程の報告

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の実効的かつ円滑な運営を確保するため、専門組織として取締役会室及び監査委員会室を設置し、社外役員の役割機能の発揮を支援する体制を強化しています。
また、社外取締役である取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートするために、取締役会で審議を予定する事案を中心とした各種情報の提供と、経営、監督の視点での論点の整理等のサポートを行っています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件<br>(常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 櫻井　修 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 1993/6/29 | 1年 |
| 藤井　健 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 1999/3/31 | 1年 |
| 早﨑　博 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 1998/3/1 | 1年 |
| 新良　篤 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 1998/3/1 | 1年 |
| 西田敬宇 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2000/3/31 | 1年 |
| 村本久夫 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2003/6/27 | 1年 |
| 古沢熙一郎 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2010/6/27 | 1年 |
| 村上仁志 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2005/6/29 | 1年 |
| 高橋　温 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2011/3/31 | 1年 |
| 田辺和夫 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2012/3/31 | 1年 |
| 奥野　順 | 三井住友信託銀行・名誉顧問 | 各種団体等における社外活動ほか | 非常勤・報酬無 | 2012/3/31 | 1年 |

| 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 | 11 名 |
|---|---|

### その他の事項 更新

1．当社には相談役制度・顧問制度はありません。
2．中核子会社である三井住友信託銀行には顧問制度があり、氏名等は上表に記載のとおりです。なお、相談役制度はありません。
・当社及び中核子会社である三井住友信託銀行の社長・会長経験者で、三井住友信託銀行の顧問等に就任している者を記載しており、合併前の住友信託銀行及び中央三井信託銀行の社長・会長経験者を含めております。
・社長等退任日については、いずれかの社長・会長の最終の退任日を記載しております。
・最終任期は、原則として顧問就任後、最長6年、但し満72歳を越えないものとしております。対外呼称は特別顧問とし、1年毎に三井住友信託銀行の取締役会の決議により選任しております。なお、顧問としての任期終了後、嘱託契約を締結し、対外呼称として名誉顧問を使用することを認めております。この場合は、1年毎に三井住友信託銀行の社長決裁により選任しております。
・報酬については、勤務態様等を考慮の上で決定しております。名誉顧問は原則無報酬としております。
・執務室は三井住友信託銀行の本店ビル外に設け、適宜社用車・共用秘書を提供しています。
・顧問は経営の意思決定には一切関与しておらず、経営陣からの定例報告等も行っておりません。
・三井住友信託銀行の顧問制度については、当社の指名委員会において審議し、制度内容の見直しを行いました。その後も、指名委員会の関与の下、顧問制度の運営を行っており、運営状況の年1回の定例報告を実施しているほか、今後も制度変更を行う際には、指名委員会における審議を予定しております。

# 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

《監督機関》
⑴ 取締役会
ア. 構成・役割
(ア) 取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。
(イ) 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。
(ウ) 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。
(エ) 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。
イ. 活動状況
2018年度は15回開催し、取締役会にて議論の上、審議を深めるべき議題と年間スケジュールを策定し、これに則った運営を行いました。具体的には、執行役や委員会からの報告を受けて監督的な見地からの審議を行うとともに、経営上の重要課題や、中長期的な視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、重点的に審議しました。全取締役100%の出席状況となっております。

⑵ 各委員会の概要
＜法定の委員会＞
ア. 指名委員会
(ア) 委員長：松下　功夫 (社外取締役)
(イ) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名
(ウ) 権限・役割
・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定
・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役会からの、取締役の選任、並びに解任に関する諮問に対する審議・答申
・取締役会からの、当社及び三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメントの経営者後継人材育成計画の改定に関する諮問に対する審議・答申
(エ) 活動状況
2018年度は18回開催し、上記の「権限・役割」に記載した事項に加えて、サクセッションプランに基づく次世代のトップ候補者の選定、育成計画の改善の検討、並びに取締役などにかかる解任の方針及び手続きの整備・確立に向けた議論を行いました。全委員100%の出席状況となっております。

イ. 報酬委員会
(ア) 委員長：河本　宏子 (社外取締役)
(イ) 構成：社外委員 4名、社内委員 2名
(ウ) 権限・役割
・執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定
・上記の方針に従って、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定
・三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する審議・答申
(エ) 活動状況
2018年度は11回開催し、上記の「権限・役割」に記載した事項に加えて、主要子会社を含めた役員報酬制度の検討、月例報酬、役員賞与、株式報酬の構成、および短期と中長期のインセンティブを考慮した報酬体系の議論並びに役員賞与制度の一部改定に関する議論を行いました。全委員100%の出席状況となっております。

ウ. 監査委員会
(ア) 委員長：齋藤　進一 (社外取締役)
(イ) 構成：社外委員 3名、社内委員 2名
(ウ) 権限・役割
・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成
・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定
(エ) 活動状況
2018年度は16回開催し、執行役が健全、公正妥当かつ効率的に業務の執行を決定し、かつ業務を執行しているか、当グループの内部統制システムが適切に整備され効率的に運用されているか、会計監査人が公正不偏の態度かつ独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているか等の観点での議論を行いました。全委員100%の出席状況となっております。

＜任意の委員会等＞
エ. リスク委員会
(ア) 委員長：荒木　幹夫 (社外取締役)
(イ) 構成：社外委員 3名 (社外有識者1名を含む)、社内委員 1名
(ウ) 目的・役割
取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施
・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
・当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
・その他、取締役会が必要と認める事項
(エ) 活動状況
2018年度は8回開催し、上記の「目的・役割」に記載した事項に加えて、信託銀行のビジネスモデルを踏まえたリスクアペタイトフレームワークのあり方、及びリスク文化について議論を行いました。2018年度の5名の委員のうち、4名は100%、1名は87%の出席状況となっております。

オ. 利益相反管理委員会
(ア) 委員長：神田 秀樹※ (社外有識者) ※三井住友信託銀行社外取締役
(イ) 構成：社外委員 3名 (社外有識者2名を含む)、社内委員 1名
(ウ) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施
・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
・その他、取締役会が必要と認める事項
(エ) 活動状況
2018年度は5回開催し、上記の「目的・役割」に記載した事項に加えて、信託業務に関するリスク管理の高度化など中長期で取組むテーマ、及び利益相反管理、顧客本位からの逸脱などに関する他社事例について議論を行いました。全委員100%の出席状況となっております。

カ. 社外取締役会議
コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議を開催しています。取締役会の運営、審議テーマ、機能発揮状況や取締役会評価の結果を踏まえた意見交換等を実施しており、取締役会の客観性や独立性の強化に役立てています。

《執行機関》
(3) 経営諸会議
取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。
(4) その他
グループのサステナビリティ推進施策の検討等を行う「サステナビリティ推進会議」や、「経営リスク管理委員会」等各種委員会を設置しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当グループは、銀行事業、資産運用・資産管理事業、不動産事業を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションをワンストップで迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループです。
当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2019年6月27日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を6月5日に発送するとともに、それに先駆け、5月29日には当社Webサイトへの掲載を行い、早期開示に努めました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネット（スマートフォンを含む）、携帯電話による議決権行使を可能としています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームに参加しています。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 招集通知（要約）の英訳版を作成し、和文と同じタイミングで、招集通知発送日の1週間前に当社Webサイトに掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供し、海外の株主の利便性の向上を図っています。 |
| その他 | 招集通知電子化に承諾いただいた株主に対して、招集通知を電子メールで送付しています。また、株主総会運営においてはビジュアル化を進めるなど、株主にとってわかりやすい株主総会をめざしています。加えて、株主総会終了後には当社Webサイトに決議通知及び議決行使結果を掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供しています。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 情報開示の方針について、ディスクロージャーポリシーを設け、対外的に公表するとともに、当グループの役員及び社員に周知し、適切な運営を図っています。ディスクロージャーポリシーにおいて、株主、投資家等が当グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件とし、積極的な開示に努めていくこと等を定めており、当グループにおけるIR活動の指針としています。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 証券会社等を通じて会社説明会を開催しており、執行役社長、IR担当役員及びIR担当者が、当グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等についてご説明しています。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年に2回（5月、11月頃）、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加頂いて、執行役社長が当グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っています。<br>また、アナリストや機関投資家に対し、執行役社長、IR担当役員及びIR担当者による個別ミーティングやグループミーティングを適宜実施しているほか、各事業統括役員等による事業戦略の説明や社外取締役によるコーポレートガバナンスの状況に関する説明等を行う機会として「三井住友トラスト IR Day」を開催しています。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 年に数回、執行役社長またはIR担当役員が、米国、欧州、アジア等の主要機関投資家を訪問し、当グループの決算・財務状況、経営戦略等の説明を行っています。<br>また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンスに定期的に参加するとともに、海外のカンファレンスにも参加しています。 | あり |

| | |
|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社は、各種IR情報、株主向け情報等を発表後、速やかに当社Webサイト上で公開しています。<br>主な開示の種類は次の通りです。<br>決算短信及び決算説明資料、適時開示資料・プレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、決算の概要、決算説明会資料、統合報告書（ディスクロージャー誌）、アニュアルレポート、営業のご報告、コーポレートガバナンス基本方針、株式の状況、格付情報、アナリスト・カバレッジ、株主総会招集通知、議決権行使の結果等。<br>決算説明会及び個人投資家向け会社説明会につきましては、動画配信も実施しています。<br>なお、当社Webサイトでは、「個人投資家の皆様へ」のページで、個人投資家向けに当グループの事業や業績について分かりやすく解説しています。<br>また、海外の機関投資家に対しても、当社の英文Webサイトを通じ各種IR情報等をタイムリーに提供しています。<br>和文URL：https://www.smth.jp/ir/index.html<br>英文URL：https://www.smth.jp/en/ir/index.html |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 当社ではIR担当役員を任命するとともに、日常のIR業務につきましては、担当部署としてIR部を設置し、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家に対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて透明性の高い企業経営を目指しています。<br>IR担当役員：執行役常務 佐藤　仁<br>IR担当部署：IR部<br>IR事務連絡責任者はIR部長が務めています。 |
| その他 | ＜株主との対話を補助するための社内の有機的な連携＞<br>IR担当役員及びIR担当部署は、経営陣や社内各部署との連携を通じて、経営情報等の社内の情報を適切に把握し、適時、正確、公平な開示に努めるとともに、株主、投資家との建設的な対話に活かします。<br>＜株主等の意見、IR活動の経営陣や取締役会へのフィードバック＞<br>株主、投資家、アナリストなどからの意見・懸念等については、経営陣に適時・適切にフィードバックを行うと共に、IR活動の全般的な報告と併せ、定期的に取締役会にも報告を行っています。<br>＜対話に際してのインサイダー情報の管理＞<br>インサイダー情報の管理については、当グループが遵守すべき諸法令や諸規則等、またインサイダー情報の取扱いについて周知することを当グループ内において定期的に行っており、株主、投資家との対話に際しても厳格な管理、運営を行っています。<br>＜株主等との建設的な対話機会の充実＞<br>株主・投資家との建設的な対話を充実させるため、国内の他の上場会社とともに、国内外の機関投資家等とのコーポレートガバナンスに関する意見交換に参加し、積極的な議論を行っています。 |

## 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」において、「お客様、株主・投資家、役員及び社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たす」ことを規定し、当該方針を対外公表しています。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 執行役社長を議長とするサステナビリティ推進会議においてサステナビリティに関する方針を策定し、経営企画部サステナビリティ推進室を中心にグループのサステナビリティ活動を推進しています。特に環境・社会問題に関わるリスクへの対応や、解決に資する商品・サービスの開発、グループ各拠点における社会貢献活動を重視しています。環境保全活動に関しては、グループ共通の「環境方針」「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」「人権方針」を策定し、当社直接出資子会社において、個人、法人向けの環境関連の投融資商品や信託商品、不動産商品等を提供しています。事業活動に起因する温室効果ガス排出量の削減活動を推進し、また、「ＣＳＲ調達方針」を制定し環境や社会に配慮した用紙の調達に努めています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」において、「ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全う」することを規定し、ＥＳＧレポート、当社Webサイト等を通じた情報提供を行っています。 |

| | |
|---|---|
| その他 | 【働き方改革・ダイバーシティ＆インクルージョンの推進】<br>三井住友トラスト・グループは、グループの働き方改革宣言を制定し、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」をトップコミットメントとして宣言し、働き方改革に取り組んでいます。<br>また、信託銀行グループとして多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルを創出していく上で、多様な考え方・視点を尊重し、個々人の持てる力を最大限に生かす観点から、当社および三井住友信託銀行にダイバーシティ＆インクルージョン推進室（以下、D＆I推進室）を設置し、女性、障がい者、グローバル社員の活躍推進や両立支援、及び人権・ＬＧＢＴへの理解促進を重点取り組み項目とし、グループ全体でD＆I推進に取り組んでいます。<br><br>【D＆I推進のための重点取り組み項目】<br>重点取り組み項目の一つである女性活躍推進については、能力に応じた人材登用と適材適所の人材配置を進め、当社においては女性社外取締役として、全日本空輸株式会社でＣＳ推進、女性活躍推進を担当し、現在、株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長である河本宏子氏を選任し、三井住友信託銀行においては、女性社外取締役2名、及び女性執行役員2名を選任しています。<br>また、三井住友信託銀行では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画として、2020年3月末までに課長級以上を300名とする目標を策定し（2019年10月1日に前倒しで達成済み）、女性リーダー層を対象とする階層別研修、役員が講師となる女性社員向けゼミの実施等、登用を見据えた計画的な育成を行っています。<br>更に、両立支援制度として、配偶者の転勤時の勤務地変更・休職制度の提供や企業主導型保育園の優先枠の確保、テレワークの導入など、多様な働き方をサポートする体制を整備しています。<br>また産休・育休中の社員に対する定期的な情報提供に加え、復職後のキャリア形成やスムーズな職場復帰をサポートするセミナーの開催など、育児と仕事の両立をする社員が活躍できる環境作りを推進しています。<br><br>＜三井住友信託銀行における2019年10月1日現在の女性役員・女性管理職数＞<br>社外取締役2名<br>執行役員2名<br>部長級23名<br>課長級330名<br>係長級1,243名<br>合計1,600名（役員・管理職に占める女性の割合は25.5%）<br><br>そのほか、多様性に対する理解促進を進め、社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、以下の取り組みを行っています。<br>・海外拠点で雇用された社員について、ビジネスマインド向上、スキル強化、ネットワーク構築等を企図した各種研修の実施<br>・各職場における障がいを持つ社員の活躍をサポートするため、障害者職業生活相談員認定資格講習の受講者の拡充<br>また、入社後の悩みや要望に応えるため、本人との定期的な面談の実施<br>・「性的指向・性自認」に関する理解促進を企図した社内研修の実施、セーフティーネットとして社内相談窓口の設置、及び同性婚の社員への慶弔休暇などへの適用<br><br>なお、働き方改革、D＆I推進の着実な活動が評価され、以下の外部評価を受けています。<br>・「健康経営優良法人～ホワイト500～」（経済産業省・日本健康会議/2017・2018年度連続受賞）<br>・「ブルームバーグ男女平等指数」（Bloomberg社/2018年度）<br>・「準なでしこ銘柄」（経済産業省・東京証券取引所/2018年度）<br>・「新・ダイバーシティ経営企業100選」（経済産業省/三井住友信託銀行が受賞/2018年度）<br>・プラチナくるみん（厚生労働省/三井住友信託銀行が受賞/2018年度）<br>・「Pride指標　ゴールド」（LGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体wwP主催/2019年度。2017・2018年度は三井住友信託銀行が連続受賞）<br><br>当社Webサイトには、三井住友トラスト・グループのD&I推進の取り組みをまとめたレポートを掲載しています。<br>～三井住友トラスト・ホールディングス　ダイバーシティ＆インクルージョンレポート～<br>https://www.smth.jp/about_us/management/human_resources/pdf/190329.pdf |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(1) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について
①当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
②コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
③当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
④利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
⑤本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
⑥毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
⑦役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
⑧役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
⑨反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
⑩マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(2) リスク管理体制の整備について
①当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
②リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
③本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
④当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
⑤役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
⑥緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。

(3) 業務執行体制の整備について
①当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。
②執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。
③社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(4) 経営の透明性確保について
①会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
②当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。
③経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(5) 当グループ管理体制の整備について
①当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
②当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
③子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。
④当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

(6) 情報の保存・管理体制の整備について
①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(7) 内部監査体制の整備について
①業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
②当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
③内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。

(8) 監査委員会監査に関する体制の整備について
①監査委員会の職務を補助すべき社員等
ア．監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
イ．監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。
ウ．監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。
エ．執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。
②監査委員会への報告体制
ア．取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を

知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。
イ．コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。
ウ．内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。
エ．取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。
オ．上記ア．イ．及びエ．に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記ア．に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記イ．に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記エ．に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。
カ．監査委員会は、必要に応じ、上記ア．からエ．に掲げる事項について、上記ア．からオ．に掲げる者に対して報告を求めることができる。
キ．上記ア．からカ．に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
③その他監査委員会監査の実効性確保のための体制
ア．取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
イ．常勤の監査委員を選定する。
ウ．監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
エ．代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
オ．内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。
カ．代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
キ．内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。
ク．当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合弁会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べることができる。
ケ．監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。
コ．当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
内部統制基本方針において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。」旨、定めており、また、当グループの役員及び社員が遵守すべき「行動規範（バリュー）」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いていく」旨、定めております。
（2）整備状況
反社会的勢力への対応に係る統括部署、外部専門機関との連携部署等を設置するとともに、不当要求防止責任者を設置しております。
また、コンプライアンス・マニュアル等を整備し反社会的勢力への対応について役員及び社員への周知・研修等を実施するとともに、反社会的勢力に関する情報については統括部署が一元管理し反社会的勢力との取引排除に活用する等、反社会的勢力との取引排除に向けた各種体制を整備しております。
当グループ各社においても、反社会的勢力との対応について、当社と連携して各種体制を整備しております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

別表

## 【取締役の個々の選任理由】（社外取締役を除く）

| 取締役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
|---|---|---|
| 大久保　哲夫 | 取締役執行役社長<br>（代表執行役） | 当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017 年４月に取締役社長、2017 年６月に取締役執行役社長に就任しています。併せて、三井住友信託銀行においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、ホールセール事業（現法人トータルソリューション事業）統括役員等複数の事業経営の経験を有し、2016 年４月から１年間、取締役副社長、2017 年４月から取締役を務めております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を牽引する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待できることから選任しました。 |
| 荒海　次郎 | 取締役執行役専務<br>（代表執行役） | 2017 年４月より専務執行役員、2017 年６月より取締役執行役専務として運用企画部を統括するとともに、三井住友信託銀行の取締役専務執行役員として受託事業及び運用事業の管掌役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。 |
| 西田　豊 | 取締役執行役専務<br>（代表執行役） | 三井住友信託銀行の欧州地区支配人、ロンドン支店長等を歴任し、2017 年４月より専務執行役員としてリスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部等の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。 |

| 取締役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
| --- | --- | --- |
| 橋本　勝 | 取締役執行役 | 当社の経営管理部門の統括役員等を歴任し、2016 年 10 月から 2017 年３月まで副社長執行役員、2017 年６月から取締役執行役を務め、当グループ経営全般の補佐を担ってまいりました。また、三井住友信託銀行においては、2017 年４月より取締役社長に就任し同社の経営全般を担っております。当社においても、今後もグループの経営全般を統括する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待できることから選任しました。 |
| 北村　邦太郎 | 取締役 | 2012 年４月以降５年間、当社の取締役社長を務め、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待できることから選任しました。 |
| 常陰　均 | 取締役 | 2011 年４月以降当社の取締役会長を務めるとともに、2017 年３月まで三井住友信託銀行の取締役社長、2017 年６月以降は取締役会長を務める等、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待できることから選任しました。 |
| 首藤　邦之 | 取締役 | 受託事業や海外部門の部長職、米州地区支配人、ニューヨーク支店長等を歴任した後、三井住友信託銀行の常務執行役員、当社執行役員を務め、海外業務統括室・米州統括室の担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待できることから選任しました。 |
| 田中　浩二 | 取締役 | 不動産事業の部長職や国内支店の支店長職等を歴任した後、三井住友信託銀行の常務執行役員を務め、内部監査部の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状 |

| 取締役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
| --- | --- | --- |
| | | 況全般を監査する知識･経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待できることから選任しました。 |

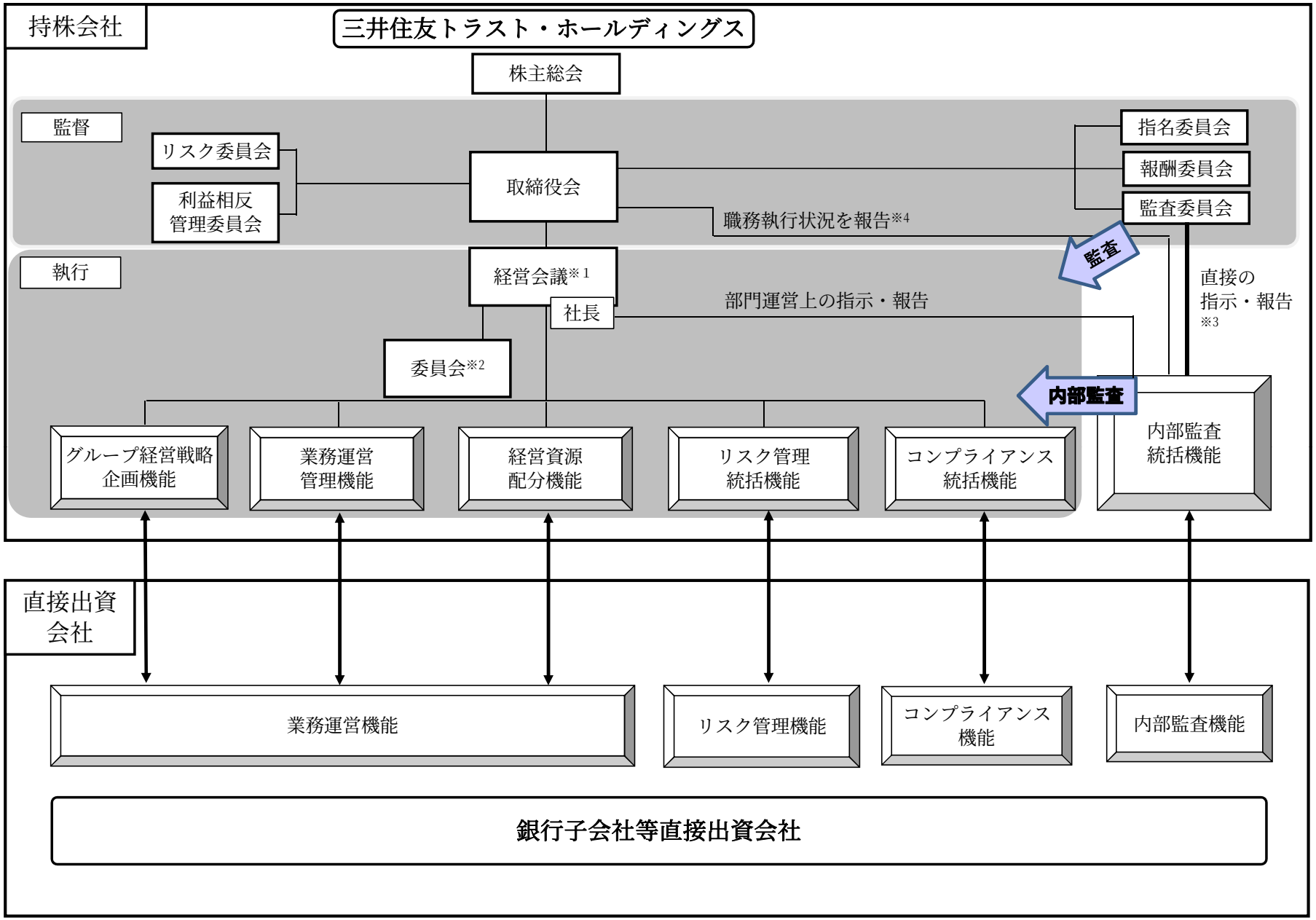
**【執行役の個々の選任理由】**

| 執行役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
| --- | --- | --- |
| 大久保　哲夫 | 執行役社長 | 経営管理部門における業務経験や部長職等の経歴を有しており、すでに当社取締役を約８年、当社取締役執行役社長を約２年務め、当グループ全体を統率、牽引してまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 荒海　次郎 | 執行役専務 | 三井住友信託銀行の受託事業部門の部長職や受託事業副統括役員、当社運用企画部の統括役員等を歴任し、取締役執行役専務（代表執行役）を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 西田　豊 | 執行役専務 | 経営管理部門における業務経験や三井住友信託銀行の欧州地区支配人、及び当社リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、フィデューシャリー・デューティー推進部統括役員等を歴任し、当社執行役専務を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 海原　淳 | 執行役専務 | 経営管理部門における業務経験や部長職、三井住友信託銀行の証券代行事業統括役員、及び当社総務部、取締役会室統括役員等を歴任し、当社執行役常務を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが |

| 執行役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
| --- | --- | --- |
| | | 期待できることから選任しました。 |
| 佐藤　仁 | 執行役常務 | 経営管理部門やＩＲにおける業務経験及び三井住友信託銀行のニューヨーク支店長、投融資管理統括役員等を歴任し、当社執行役常務を約１年、三井住友信託銀行常務執行役員を約４年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 井谷　太 | 執行役常務 | 経営管理部門における業務経験や三井住友信託銀行の不動産事業や法人トータルソリューション事業部門の部長職等の経歴を有しており、同社常務執行役員を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 大山　一也 | 執行役常務 | 経営管理部門における業務経験や部長職の経歴を有しており、三井住友信託銀行の常務執行役員を約２年、当社執行役員を約３年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 橋本　勝 | 執行役 | 経営管理部門における業務経験や部長職の経歴を有しており、当社取締役執行役を約２年、三井住友信託銀行取締役社長を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 朝日　清満 | 執行役 | 経営管理部門における業務経験や部長職、当社内部監査部統括役員等を歴任し、当社執行役を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経 |

| 執行役の氏名 | 役職 | 選任理由 |
| --- | --- | --- |
| | | 営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |
| 上田　純也 | 執行役 | システム部門における業務経験や部長職の経歴を有しており、三井住友信託銀行の執行役員を約２年務めてまいりました。そのような実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できることから選任しました。 |

# グループの経営管理体制




※1　サスティナビリティ推進会議を含む
※2　経営リスク管理委員会、ＩＴ委員会、利益相反管理高度化委員会、情報開示委員会
※3　内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接の指示・報告
※4　内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

# <三井住友トラスト・ホールディングスの適時開示体制の概要>

## 1.　基本的な取り組み方針

当グループは、企業情報の適正かつ公正な開示により、経営の透明性を確保していくことを全役職員の遵守基準に掲げ、「情報開示規程」、「情報開示規則」を定め、会社法、銀行法、金融商品取引法等の関連法令および諸規則などに則った開示を行うための内部統制態勢を整備しています。この基本的な考え方に基づき、情報開示のあり方を社内外に周知し適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を制定し、会社情報の適切な開示により、企業経営の透明性確保に努めています。

## 2.　取り組みの概要

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

